



# Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治  
ワシントン駐在員事務所 所長  
(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp  
ワシントン情報 (2006 / No.007)  
2006年1月27日

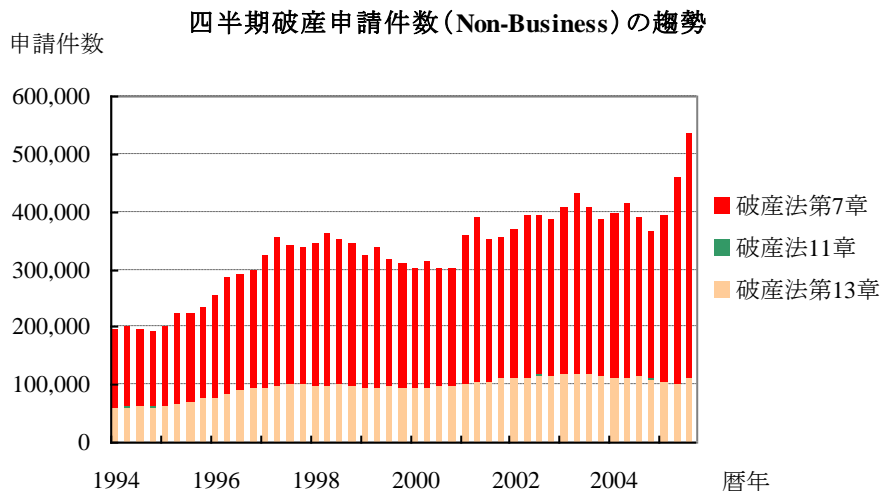
## 米国個人破産の趨勢的增加とその要因

破産法改正施行直前の駆け込み破産申請の増加で、2005年の米国個人破産申請件数は過去最高の水準に達した。個人破産急増は、大手金融機関の第4四半期収益にもマイナスの影響を与えた。米国の個人破産の人口比当りの水準は、1,000人中5.4人(2004年)で日本の同比率の約3倍である。また、個人破産比率の変動には、景気循環的な変動と同時に趨勢的な増加傾向が見られる。こうした趨勢的な増加の背後にある事情を考えてみよう。

### 【駆け込み破産急増が起こった2005年】

昨年10月17日以降施行となった改正連邦破産法により、債務者に比較的寛大だった第7章破産申請の適格条件は厳格化された。破産申請者の返済と再建を促す破産法第13章とは対照的に、第7章破産は債務帳消しを旨とするため、申請者の大半は第7章破産を好む傾向があった。

図表1：非事業破産の四半期申請件数と適用破産法別内訳



出典：連邦裁判所および全米破産協会 (ABI) 統計資料に基づき当行作成

破産調査機関 Lundquist Consulting が11日発表した統計によると、2005年の消費者破産申請件数は過去最高の204万3,535件(前年比31.6%増)に達した。国勢調査局の人口推計に従うと、米国全土で53世帯につき1世帯が自己破産申請をした計算になる。景気の回復が続いているにもかかわらず破産が急増した原因は、破産法改正直前の駆け込み破産申請の増加である。法改正前の半年間に申請件数が従来の趨勢から突出して急増する様は、連邦裁判所の統計にも現



れている。同統計によると、非事業破産申請の総数は第 2 四半期に 45 万 8,597 件、第 3 四半期には 53 万 2,526 に増加した。前期比でそれぞれ 16.7% および 16.1%、前年同期比ではそれぞれ 11.1% および 36.9% の伸び率を示した。こうした破産申請全体の急増はほとんどが第 7 章申請の急増によるもので、第 3 四半期の第 7 章申請件数は前年比で 54.1% 増加している。

**【大手金融機関収益に与えた駆け込み破産の急増】**

今月発表になった 2005 年第 4 四半期の大手金融機関決算報告は、連邦破産法改正を目前にした駆け込み破産の影響を反映する結果となった。クレジットカード債権を保有しない Wachovia を除く大手米銀 5 行は第 4 四半期の貸倒引当金勘定を前年比で積み増した。Bank of America は、貸倒引当金繰入を前年第 4 四半期の 7 億 600 万ドルの約 2 倍に相当する 14 億ドルに増加。結果的に、Citi Group および Bank of America の四半期純収益は前年比でそれぞれ 3.4%/2.1% 減少した。クレジットカード大手 American Express は、第 4 四半期貸倒引当金繰入の 34% 増加に伴い、前年比 17% の減益を計上した。

図表 2：米銀大手 5 行の第 4 四半期収益と貸倒引当勘定（億ドル/%）

	純収益	前年同期比	貸倒引当金繰入	前年同期比
City Group	49.7	-3.4%	19.2	38.6%
Bank of America	37.7	-2.1%	14.0	98.3%
JPMorgan Chase	27.0	61.9%	12.2	5.8%
Wachovia	17.1	17.9%	0.8	-25.7%
Wells Fargo	19.3	8.1%	7.0	51.2%

出典：三菱東京 UFJ 銀行経済調査室作成

**【米国個人破産件数の趨勢的増加の原因：家計の債務比率の上昇】**

昨年の自己破産申請急増は一時的な現象に過ぎないとしても、80 年代以降、個人破産件数は人口増加を上回る速度で趨勢的に増加してきた。こうした趨勢的な増加傾向を生み出している事情は一体何であろうか？

ひとつ重要な要因として考えられるのは、米国家計の債務比率の趨勢的な上昇である。可処分個人所得に対する債務返済負担の割合を示した家計債務返済比率（DSR）、これに賃貸家賃や住宅保険などの必須支出を加えた家計の「財務負債比率（FOR）」と、国民一人当たりの個人破産申請件数は 1980 年以降ほぼ同様に右肩上がりに増加している（図表 3）。90 年代に家計の持ち家比率は上昇し、その結果、家計の負債比率（FOR）も上昇した。90 年代にはモーゲージ金利が概ね低下トレンドを辿ったため、家計のデットサービス比率（可処分所得に占める元利返済負担の比率）の上昇は限定的であった。しかし負債比率の上昇は、債務者の一時的な失業であっても、キャッシュフローが細ると返済不能に陥る可能性を高め、個人破産件数の底上げ要因として働いたと理解できる。

しかし、事情はそれほど単純ではない。統計的に検証すると、家計の債務比率と個人破産件数の人口比の前年比での増減（変化率）には高い相関関係は見出されない。すなわち循環的、あるいは個別的な要因が個人破産件数（の人口比）の短期的な動向を左右していると考えられる。

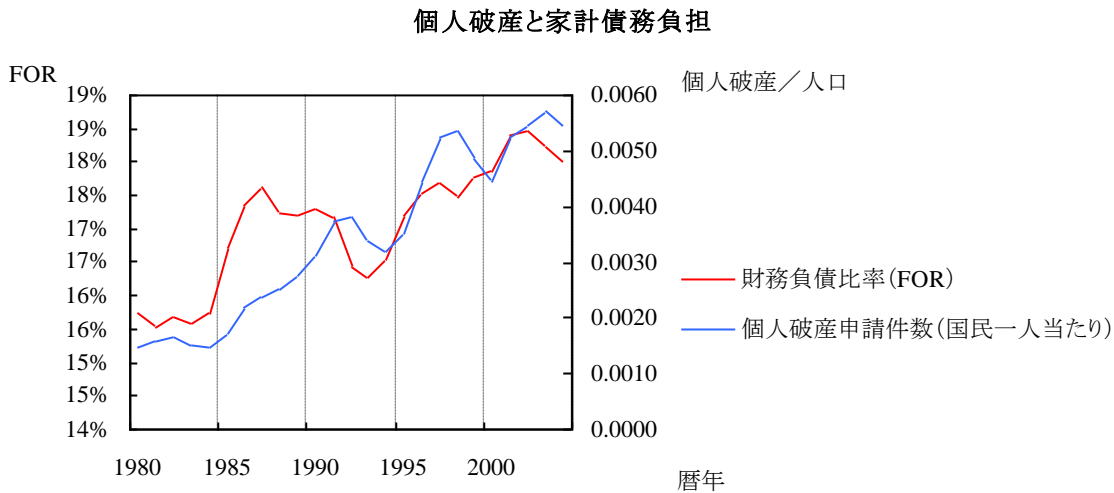


【個人破産の説明モデル】

米国家計が破産申請を行う経済的動機については、連邦破産法改正の是非を巡る議論と併行してこれまで様々な研究がなされてきた。California 大学 San Diego 校 Michelle White 教授の研究<sup>1</sup>によると、個人破産申請の動機分析理論は、債務清算の利得に焦点を置く「経済学的モデル」と、破産者の置かれた社会環境に焦点を置く「社会学的モデル」に大きく二分される。

個人破産の経済学的モデルは、清算される債務残高から、差し押さえられる資産価値と破産申請コスト（法手続きに伴う支出や社会的汚名）を差し引いた破産者の金銭的利得を破産申請の決定的動機と見なす。これに対して、社会学的モデルは、債務者の破産申請は債務清算の利益獲得を目的とする計画的行動ではないと、前者のアプローチを批判。破産は失業や離婚、疾患などの不測の事態に伴う不可避的な事象であるとの前提に立ち、破産申請と破産者の経済的環境との関係を分析する。Pennsylvania 大学 Wharton 校 Nicholas Souleles 教授の研究<sup>2</sup>は、個人破産の増加傾向を説明する理由として、債務者のリスク要因に起因する「リスク効果」と個人破産の社会的コストに起因する「需要効果」の二つを挙げているが、これは上述の2つのモデルに類似的した概念であると考えられる。

図表 3：個人破産と家計債務負担の関係



出典：連邦裁判所および FRB 統計資料に基づき当行作成

1996 年に行われた民間家計調査のデータに基づく White 教授他の研究<sup>3</sup>は、個人破産申請と家計所得および離婚の有無の間に統計的相関関係を認める一方、失業や疾患などの不測事態と個人破産の間には有意な相関関係を認めていない。一方、クレジットカード口座のデータベースを用いた Souleles 教授の研究は、顧客のクレジットスコアや口座残高、返済金月額などと伴に、

<sup>1</sup> Michelle J. White, “Economic Analysis of Corporate and Personal Bankruptcy Law” NBER Working Paper 11536 (August, 2005)

<sup>2</sup> David B. Gross and Nicholas S. Souleles, “An Empirical Analysis of Personal Bankruptcy and Delinquency” NBER Working Paper 8409 (August, 2001)

<sup>3</sup> Scott Fay, Erik. Hurst, and Michelle J. White, “The Household Bankruptcy Decision” American Economic Review (March, 2002)



失業、住宅価格、医療保険といった要因も個人破産申請の有無に関係すると伝えている<sup>4</sup>。

これらの研究は、個人破産の趨勢的な増加に破産者の社会経済的な環境悪化の影響をある程度認めると同時に、個人破産の増加はこれらの要因のみで説明しきれないことも示している。当駐在も独自にマクロ経済データを用いて以下のような多重回帰分析を行った。下記表は、個人破産申請件数の変化率と、①財務負債比率（FOR）の先行値（破産申請の1年前）、②中古住宅価格の先行値（破産申請の1年前）、および③失業率の変化率に対する多重回帰分析の結果である（1980～2004年の年間データ使用）。説明変数に使用された経済要因は目的変数分散度の48.7%を説明しており、モデル全体では統計的有意性も認められる。同時に、重回帰分析は個人破産動向の半分以上が他の要因に起因することを示唆している。

図表4：マクロ経済指標に基づく個人破産の多重回帰分析

重寄与率 (R <sup>2</sup> ) : 0.4867		分散比 F : 6.01 (p 値 = 0.0047)		
	係数	t 値*	p 値*	
切片	0.10350	2.07	0.0525	
財務負債比率 (FOR) <sub>t-1</sub>	3.10538	3.78	0.0013	
失業率 <sub>t</sub>	0.24908	1.70	0.1053	
中古住宅価格 (中央値) <sub>t-1</sub>	-1.37987	-1.32	0.2011	

\* 使用データには不等分散が存在するため、個別偏回帰係数の統計的有意性判断には注意を要する。

出典：連邦裁判所、FRB、労働省、全米不動産協会統計資料に基づき当行作成

今回の破産法改正は破産コストの引き上げを通じて「安易な」個人破産を抑制すると期待されている。駆け込み破産申請の後は、当然反動で破産申請も一時的に減少しよう。しかし、住宅ブームの終焉に伴い、今後全般的な住宅価格の伸びは鈍化、あるいは若干のマイナスとなる可能性が高い。従って、債務比率の上昇した米国家計全般に対する趨勢的な個人破産増加圧力は、今後も継続する公算が高い。

(担当：前田武史)

(e-mail address : [tmaeda@us.mufg.jp](mailto:tmaeda@us.mufg.jp))

以下の当行ホームページで過去 20 件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。

<sup>4</sup>同研究は、上記のような顧客のリスク要因を差し引いても個人破産は 1995 年から 1997 年の間に 1%増加したと指摘。リスク要因によって説明されない個人破産の増加は、破産申請に対する社会的な不名誉の観念が後退したことを示すと結論した。個人破産に対する悪感情の後退については White 教授の研究も同様の結果を報告している。